

議案第134号

渋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市消防団条例の一部を改正する条例

渋川市消防団条例（平成24年渋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附則第3項中「（平成18年渋川市条例第241号）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

